

第 23 回公開講演会

「内部告発と消費者問題」

平成 15 年 6 月 25 日午後 1 時 30 分より 4 時まで、名古屋ガーデンパレス(名古屋市中区)において、消費者問題研究所主催の第 23 回公開講演会が開かれた。テーマは「内部告発と消費者問題」であり、パネラーとして宮本一子氏(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会・消費生活研究所所長)をお招きするとともに、萩原俊彦所員(名古屋経済大学助教授)、木全敬止所員(名古屋経済大学助教授)がパネラーとして加わり、辻本興慰所長(名古屋経済大学教授)が進行役を務めた。

年功序列に代表される日本の企業社会は、いま、大きく変貌しつつあり、その中で「内部告発」という社会現象が消費者の立場からも、企業の立場からも重要なテーマとしてクローズアップされている。そこで、本年度はこの問題の第一人者である宮本氏を講師にお迎えして基調講演をしていただくとともに、この問題に研究分野が近い萩原・木全両所員にパネラーとして参加をお願いすることになった。

辻本所長のあいさつにつづき、宮本氏による講演が約 30 分間おこなわれ、その要旨は以下のようであった。

内部告発者保護は世界の潮流であり、最近では文化の変革ともいえる大きな動きが生まれている。従来から多くの日本企業はピラミッド型の経営をしており、上司の命令は違法行為でも逆らえない構造が根付いていた。しかし、近年では人々に意識変革が芽生えて書ており、企業の遵法行為を内部告発する人々(特に、中間管理職以下の従業員)が増え、そのような人々を保護しようとする動きも生まれてきている。このような動きをさらに進めるため、これからは企業の従業員個人、企業組織に属さない一般市民にもますますアカウンタビリティが求められるようになってくる。

現在、公益通報者保護法をめぐる、様々な活動がおこなわれている。公益通報者保護法は今年度中に制定される見通しであるが、国会では、野党 4 党が国家公務員の公益通報者保護法案を提出している。また、大阪の弁護士らは公益通報者支援センターを立ち上げ、公金の不正使用を通報した者の保護を求めている。さらに、内部告発者保護制度を進める市民ネットが包括法の作成に向けて運動をしている。

内部告発に関して内閣府国民生活局がレポートを提出しているが、この局は消費者問題を扱うセクションであるため、内容が消費者利益に限定されざるをえない。日本の法律は縦割りのため、公金・環境・安全・人権など、他局が管轄する問題について扱うことができないため、包括法の提案ができないという点で不満が残る。最終的にはイギリス的包括法をめざすべきであろう。

最後に、通報ルートについては三段階で徐々に条件を厳しくするという案が出ている。内部ルートで告発する場合には誠実性が求められ、自分の利益を追求したり、相手を恐喝したりしなければ、通報者は保護されるべきとされる。また、行政ルートで告発する場合には真実相当性が求められ、告発内容を信じるに足る資料、数字などがあれば、通報者は保護されるべきとされる。最後に、外部(マスコミ、NPO など)ルートで告発する場合には最も厳しい条件が求められる。例えば、告発すれば社内で差別を受ける恐れがある、告発しなければ消費者に被害を与える恐れがあるといった場合などである。法律家の間では、このような厳しい条件では外部ルートで通報できないという意見も出ている。

このように、多くの問題を抱えてはいるものの、内部告発に関する法律ができるということは前進であり、アナウンスメント効果が期待できる。最終的な結果は今後の意識改革にかかっているといえる。

つづいて、企業の危機管理という視点から萩原氏が内部告発の問題を約 20 分間論じ、その要旨は次のようであった。

最近発覚した三菱自動車のリコール隠しに見られるように、企業の未熟な危機管理が深刻な社会問題を引き起こしている。リコール隠しは、リコールによる莫大な費用を回避したいという企業心理から生まれる。不良品が出てもリコールとして発覚しないことも実際に多いことから、企業はリコールが発覚しない方にかけてという安易な意思決定をしているのである。しかし、今回の三菱自動車のようにリコールが発覚した場合、その費用はさらに莫大なものとなり、企業を倒産に追い込むこともありうる。

内部告発の増加は、そのような不適切な企業行動を表面化させる確率を上昇させると思われ、企業は誠実な対応を迫られるようになるだろう。日本では内部告発は企業だけの問題と受け取られがちであるが、現実には消費者の利益になるということがもっと認識されてもよいように思われる。

日本の行政は縦割りの性格が強く、法律の作成、施行に関してもそのような傾向が見られるが、内部告発関連法は、法律家以外の人間も参加し、柔軟性をもつように作成されるべきである。また、今後は経済状況のめまぐるしい変化が予想されるため、法律施行後は毎年内容の見直しが求められよう

最後に、企業の消費者対応という視点から木全氏が内部告発の問題を約20分間論じ、その要旨は次のようであった。

企業の不祥事から生じた最近の多くの消費者問題は、内部告発制度があればもっと早く解決したのではないかと感じる。内部告発の質は変化してきており、従来は企業と利害関係の一致しない者(元従業員など)が告発することが多かったが、最近では終身雇用制の崩壊などを反映し、利害関係の一致する者(現従業員など)が告発するようになってきた。

不祥事を起こす企業には共通点がある。それは、経営がピラミッド型である、社内の風通しが悪い、不祥事の十分な内部調査ができない、内部組織の形成が未熟である、などである。現在では、消費者の信頼を得る、社会は公平であるべきだという観点から、企業も内部告発に対応する必要性を感じ始めており、いくつかの企業は実際に行動に移している。

とはいえ、現時点では内部告発制度があっても、実際に告発をおこなうことは難しい状況にあると思われる。それは企業内での十分な調査体制ができておらず、通報者保護の対策も十分に練られていないためである。今後、内部告発ができるよりよい環境作りが必要になると思われる。

宮本氏、萩原氏、木全氏の発言の後、約1時間の質疑応答時間が設けられた。フロアからの質問に対してパネラーが答えるにとどまらず、フロアの方も意見を提案するなど活発な議論がおこなわれた。フロアからの意見質問としては、内部告発者保護に対する企業の環境作りは本当に可能なのだろうか、公益通報者保護法の内容は消費者側から見ても、企業側からみても実体として後退しているのではないかと、内部告発が進むと誠実な企業が悪質な告発によって訴えられる可能性が出るのではないかと、企業側の対策として情報公開はどの程度必要になるかなどがあった。辻本所長が様々な意見をまとめ、講演会は盛況のうちに終了した。

[文責:園田正 所員]